

# 宮崎市上下水道事業経営審議会

## ～適正な上下水道料金のあり方について～

### 諮問から答申まで

- 1 諮問の背景
- 2 今後の主な事業
- 3 平均改定率の検討
- 4 経営審議会の意見
- 5 審議結果  
適正な上下水道料金のあり方について（答申書写し）

この資料は、料金のあり方についての審議の経緯をお知らせするため、令和5年度に開催された「宮崎市上下水道事業経営審議会」で使用した資料を基に追加・修正して作成しています。



# 1 諮問の背景

---

## ○大きく3つの観点がある

### 1 前回の料金見直しから5年以上（7年）が経過

- ・平成28年に実施した前回の水道料金改定時の経営審議会からは、「おおむね5年をめぐりに料金改定の必要性を検討することが適当である」との答申をいただいている。
- ・本来であれば、コロナ禍であった令和2年度に検討の予定としたが、社会経済状況を考慮し先送りとなっていた。
- ・新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、コロナ禍前の日常生活に戻りつつある。
- ・ウクライナ紛争や円安の影響等による原油価格や諸物価の高騰により、上下水道事業でも施設を稼働させるための燃料費や資材高騰による工事費が増加している。
- ・今後、必要不可欠となる大規模な施設・設備の更新（P12～P18参照）に耐え得る経営体力の強化を図る必要がある。

### 2 みやざき水ビジョン2020の改定

- ・次期、宮崎市総合計画の策定に合わせて、上下水道事業の基本計画である「みやざき水ビジョン2020」及び経営の基本計画である「宮崎市上下水道局経営戦略（以下「経営戦略」という。）」の改定を行う必要がある。
- ・特に「経営戦略」においては、人口減少に伴う給水収益減少が見込まれる中、老朽化が進行する施設の更新需要への対応やDX、GXなど新たな取組みに向けた財源について、現在の上下水道料金の妥当性の検討が必要となってきた。

# 1 諮問の背景

---

## ○大きく3つの観点がある

### 3 企業債残高の多い水道事業

#### 独立採算の経営を目指す公共下水道事業

- ・【水道事業】

これまでの事業で要した借金である企業債が全国平均よりも多く、将来世代への負担の軽減が必要との経営課題がある。

- ・【公共下水道事業】

地方公営企業であるため、独立採算が原則となっているが、汚水処理経費を使用料で賄えていない状況のため、一般会計繰入金に頼っている状況にある。

◎水道事業・下水道事業いずれの事業も、これまでも収入・支出の両面で経営努力を続けてきましたが、今後一層経営状況は厳しさを増すと見込まれることから、「適正な上下水道料金のあり方」の諮問を行うこととなりました。

# 1 諮問の背景

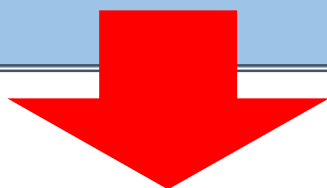
## ○上下水道料金の改定について

- ✓ 前回の下水道使用料は平成24年10月、水道料金は平成28年10月に改定。
- ✓ 前回の水道料金改定時の答申において、当時の経営審議会より次の意見を受けている。

平成27年10月7日付け「水道料金の改定について（答申）」より一部抜粋

改定の時期は、平成28年10月使用分からとすることが適当である。

また、その後も定期的な料金見直しは必要と考えられるので、不断の財政分析に努め、おおむね5年をめぐりに料金改定の必要性を検討することが適当である。



- ✓ 上下水道料金とも「宮崎市上下水道局経営戦略」に、令和2年度に改定の必要性を検討することを明示。
- ✓ しかし、令和2年度に生じた新型コロナウイルス感染症の対応により、令和2年度以降検討を行っていない。

**【課題】 新型コロナウイルス感染症の対応により、検討未実施**

# 1 諮問の背景【水道事業】

## ○有収水量と給水収益について

- ✓ 給水人口は平成26年度(396,880人)をピークに減少傾向にある。(R4:395,564人)
- ✓ 節水機器や節水意識の定着により、1人当たりの使用水量は減少している。
- ✓ 大口使用者が減少している。



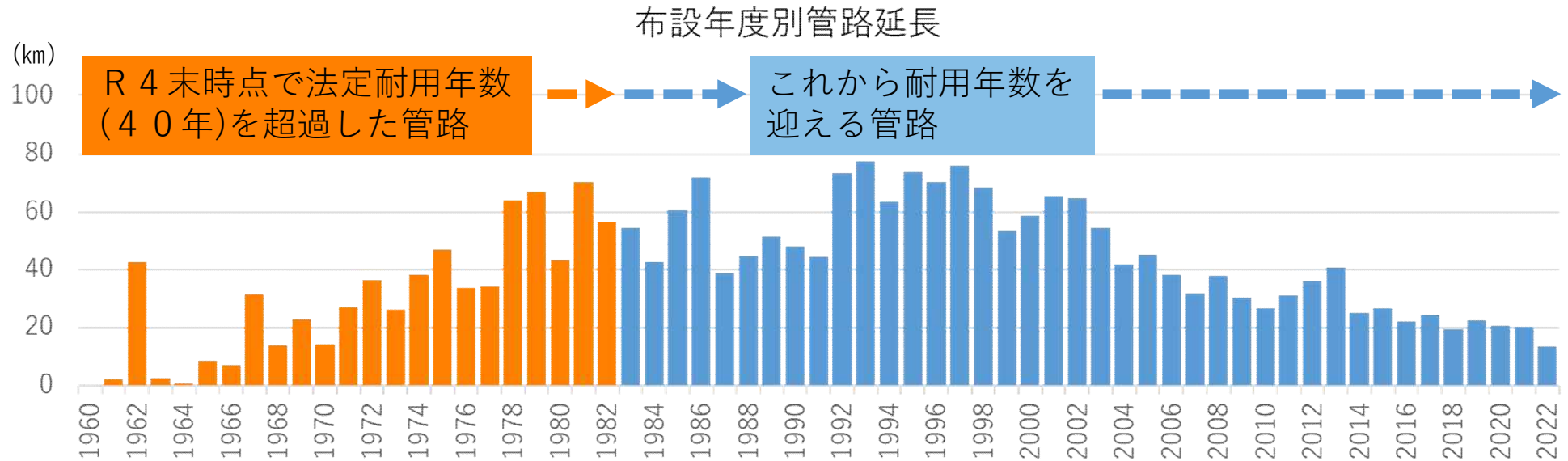
【課題】 有収水量減少に伴う給水収益の減少（H22：R4水量 比較△8.7%）

# 1 諮問の背景【水道事業】

## ○水道管の経年状況について

- ✓ 管路経年化率は毎年増加傾向にあり、令和4年度時点で約3割の管路が法定耐用年数を超過している。
- ✓ 限られた財源の中でアセットマネジメント等を活用し、緊急度や重要度を考慮して更新を行っている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管路経年化率	18.9%	21.1%	26.7%	29.0%	30.9%
管路更新率	0.6%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%



**【課題】 今後増大する経年管路や主要施設の更新需要への対応**

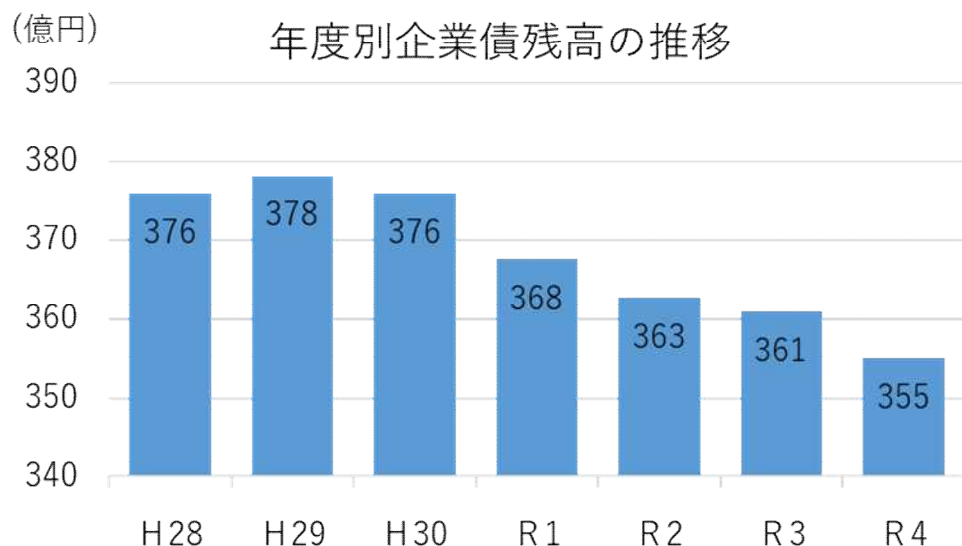
# 1 諮問の背景【水道事業】

## ○企業債残高について

- ✓平成29年度をピークに年々減少傾向にある。
- ✓将来世代へ過度な負担の先送りをしないためにも、企業債残高は減少させる必要がある。
- ✓他市との比較において、本市の企業債残高は高い状況にある。

### 【企業債残高が増加した主な要因】

- ・旧4町との合併、簡易水道事業の水道事業統合による企業債残高の引継ぎ
- ・広域的な更新需要への対応、基幹管路・施設の耐震化事業の推進
- ・下北方浄水場大規模改修事業への着手など



【宮崎市上下水道局調べ(令和6年2月26日現在)】

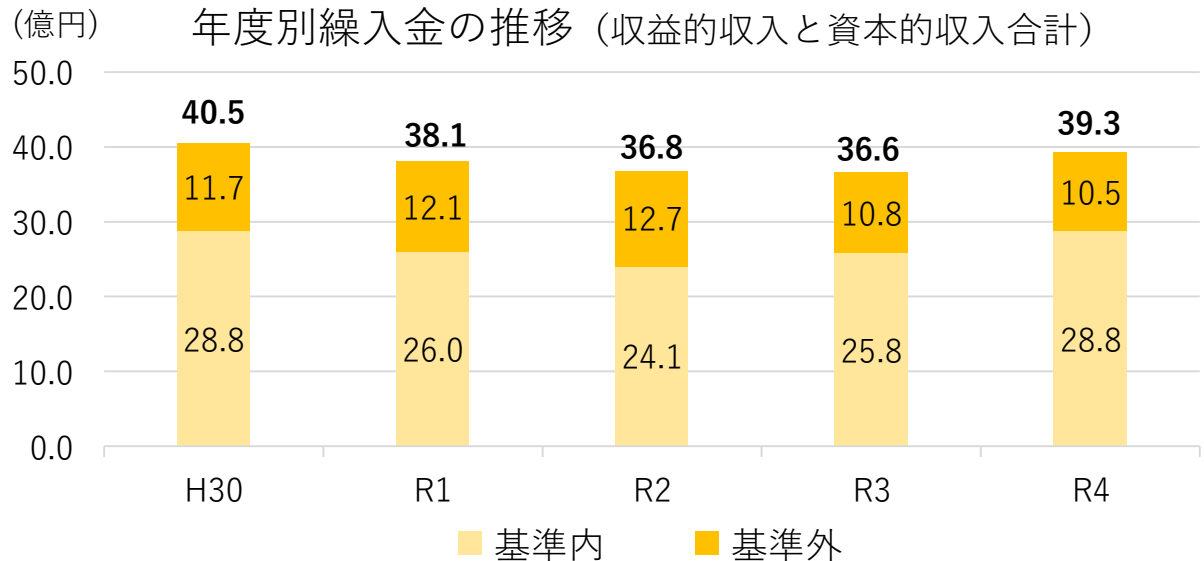
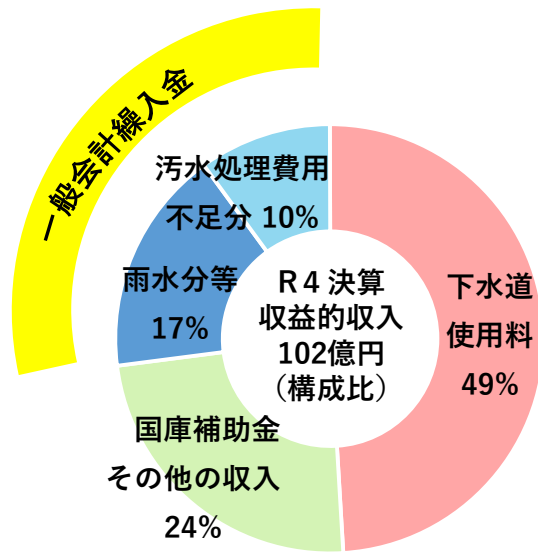
【課題】 将来世代負担への先送りを抑制するため、企業債残高の減少

# 1 諮問の背景【公共水道事業】

## ○一般会計繰入金について

- ✓ 一般会計繰入金は下水道収益の4分の1を占める。
- ✓ 基準内繰入金は雨水処理の費用等に充てられる。
- ✓ 基準外繰入金は収支不足分補てんに充てられる。
- ✓ 独立採算の原則から、基準外繰入金を減少させる必要がある。

・一般会計繰入金とは・・・  
一般会計（市税収入を主な財源として行政の各種施策・事業に使う会計）から公営企業会計の運営のために繰り入れられる経費。  
「雨水は公費、汚水は私費」という総務省の基準に基づき、雨水処理経費などの公費負担ができる基準内繰入金と汚水処理経費の不足分などに充てる基準外繰入金に区分される。



**【課題】 独立採算に向け、使用料金により汚水処理経費を賄い、一般会計繰入金に依存しない経営改善を目指す必要がある。**



# 1 諮問の背景【公共下水道事業】

## ○使用料単価と一般会計繰入金について

### 使用料単価の目安

〈平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知〉

最低限行うべき経営努力として、**使用料単価150（円/m<sup>3</sup>）**が求められている。

⇒宮崎市の使用料単価（R4年度実績）

$$\text{使用料収入（円）} \div \text{年間有収水量（m}^3\text{）} = \mathbf{133.66 \text{（円/m}^3\text{）}}$$



### 一般会計繰入金

**差額の不足分を基準外の一般会計繰入金で賄っている。**

（宮崎市の状況）

- ・ 汚水処理原価「R4年度決算≒**165（円/m<sup>3</sup>）**」に対して使用料単価が低いため、汚水を処理する費用を使用料で賄えていない。
- ・ 経費回収率（次ページ参照）が低い。

# 1 諮問の背景【公共下水道事業】

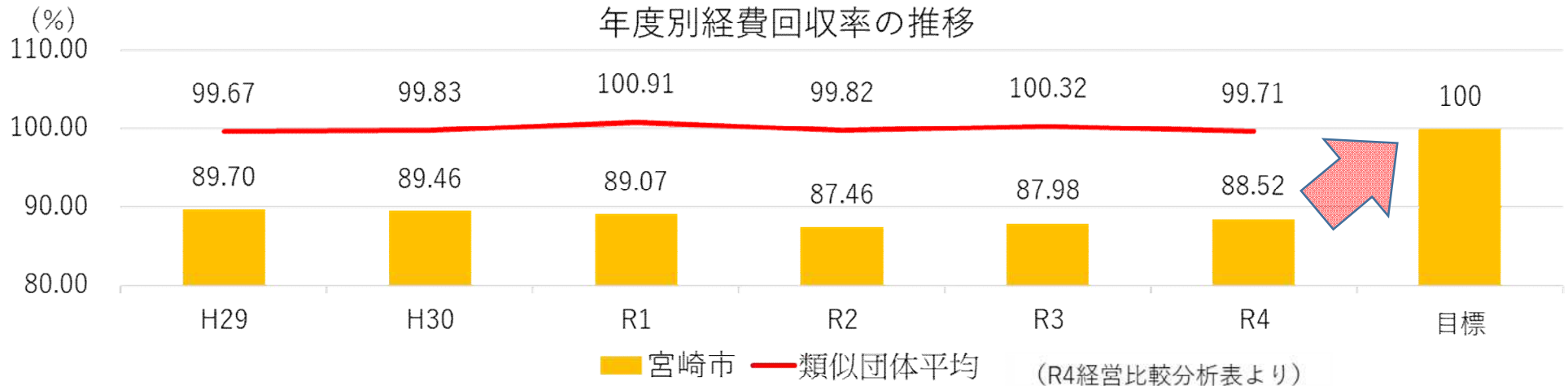
## ○経費回収率について

✓ 経費回収率とは、使用料で回収すべき汚水処理経費をどの程度使用料で賄えているかを示すものである。⇒ **R 4 宮崎市の経費回収率：88.52%**

算式 = **使用料単価：133.66 (円/m<sup>3</sup>) / 汚水処理原価※：151.00 (円/m<sup>3</sup>)**

✓ ここでいう**汚水処理原価※**は、経費回収率を算出する際の単価。汚水処理経費の一部から算出したものであり、公営企業が使用料で回収すべきものとして国が示す最低限の費用がベースとなっている。

✓ 本市と事業規模が類似した団体※の平均では、100%近い経費回収率を示している。



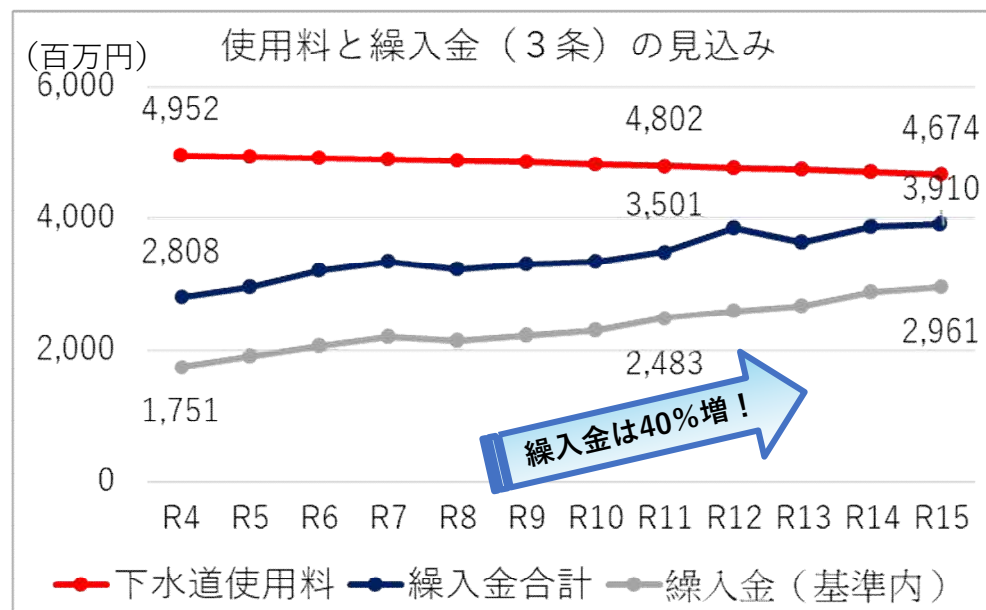
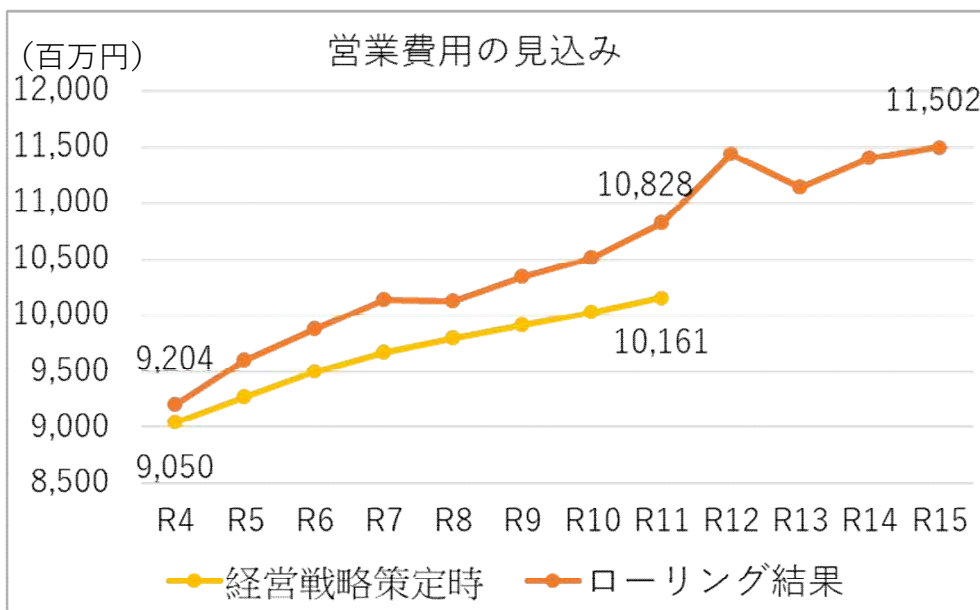
※類似団体：処理区域内人口10万以上、処理区域内人口密度50人/ha未満(R4団体数59)

**【課題】 使用料金で汚水処理経費を賄い、経費回収率100%を目指す**

# 1 諮問の背景【公共下水道事業】

## ○営業費用と使用料及び繰入金の見込みについて

- ✓ 令和4年度決算における**汚水処理原価は164.91円/m<sup>3</sup>**（汚水処理経費／有収水量）
- ✓ 令和5年度のローリング結果では、費用の増加に伴い汚水処理原価が増加し、一方では、下水道使用料の減少が見込まれるため、繰入金の増加が継続する見込み
- ✓ 「独立採算の経営」及び「一般会計での繰入金の有効活用（福祉や教育等での活用）」を考慮した場合、**繰入金の削減が不可避**であり、**使用料水準の更なる見直しが必要**



**【課題】 将来的には繰入金の増加が見込まれ、更なる使用料水準の検討が必要**

## 2 今後の主な事業【水道事業】

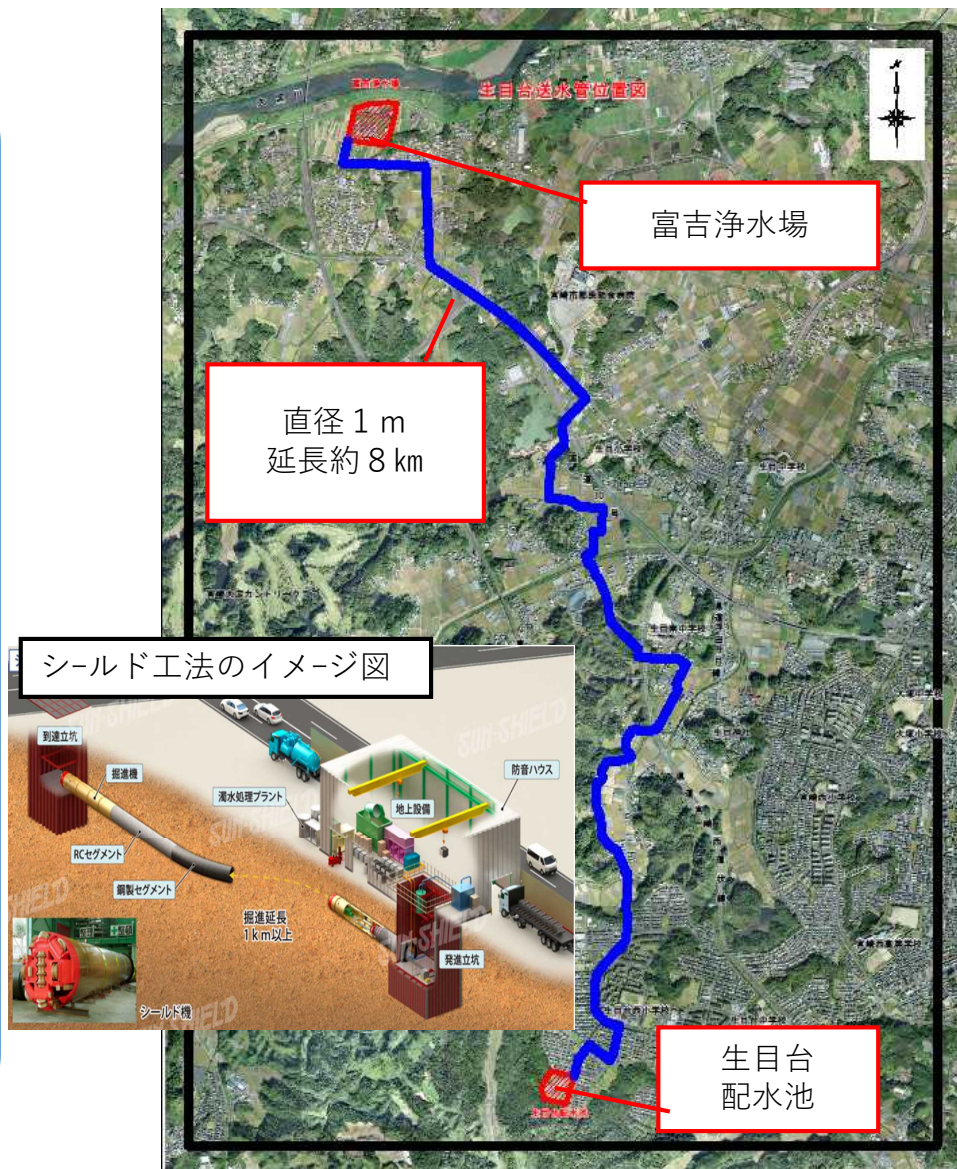
### ○生目台送水管更新事業

**総事業費：100億円以上となる見込み  
(令和5年度からルート検討を実施)**

生目台送水管は、基幹浄水場である富吉浄水場から生目台配水池へ水を送る送水管で、昭和53（1978）年に布設され、約44年を経過しています。

生目台配水池からは、主に大淀川以南の地域へ給水を行っていますが、漏水等により生目台配水池への送水が停止した場合、市民生活に多大な影響を及ぼすことが想定されます。

布設ルートについては、今後、路線調査を行い、最終決定を行う予定ですが、国道、県道を通ることが考えられるため、地下鉄やトンネル工事などに使われているシールド工法での施工となる可能性があります。





## 2 今後の主な事業【水道事業】

### ○下北方浄水場大規模改修事業

**総事業費：約168億円**

**(平成20年度～令和12年度)**

**(うち令和3年度までの執行済額約96億円)**

下北方浄水場は昭和44（1969）年に供用開始し、施設の老朽化による事故リスクや新耐震基準に対応できていないため、平成20年度から下北方浄水場大規模改修事業に取り組んでいます。

また、令和3年3月から脱水処理施設整備事業に着手しております。

今後、更新が必要となる既存施設としては、2系浄水施設（4万 $\text{m}^3$ /日）、排水処理設備（濃縮槽や排泥池等）の更新を予定しています。



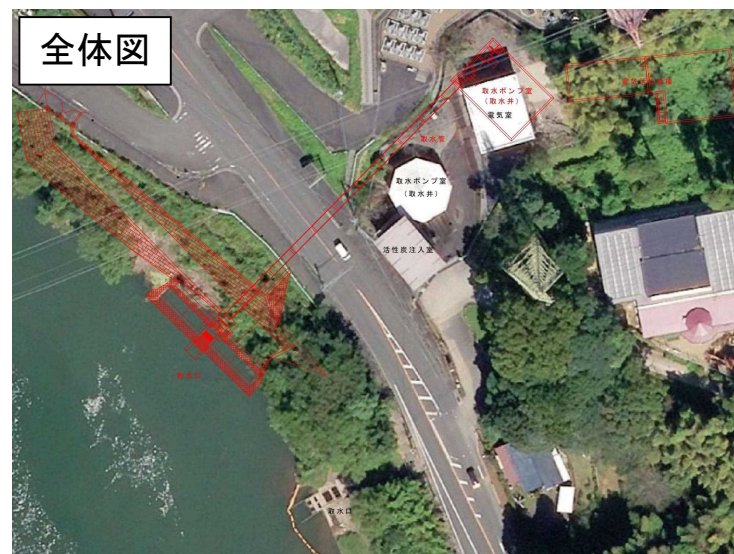
## 2 今後の主な事業【水道事業】

### ○柏田水源地更新事業

**総事業費：約49億円**  
**（令和5年度～令和13年度）**

柏田水源地は、下北方浄水場の原水を取水する施設で昭和47（1972）年に供用開始、大淀川左岸で表流水を取水し約1.2km離れた下北方浄水場へ原水を導水する重要施設です。また、水源地では臭気対策のための活性炭注入、原水に油類が混入した場合に油分センサーによる監視も行っています。

柏田水源地は、施設の耐震性が不足しています。実施設計が完了し、令和5年度から更新事業を開始します。完成は令和13年度の見込みです。





## 2 今後の主な事業【水道事業】

### ○下北方配水池更新事業

**総事業費：約13億円**

**（令和6年度～令和11年度）**

平和台公園に隣接している下北方配水池は、宮崎市の約60%の区域に配水している重要施設です。7つある配水池のうちNO.5配水池（1,500 $\text{m}^3$ ）及びNO.6配水池（約6,500 $\text{m}^3$ ）については、平成21年度に実施した耐震診断により「耐震性なし」の診断を受けたことから、地震に強い配水池を作るための更新事業に着手しております。

現在基本設計まで完了しておりますが、NO.5及びNO.6配水池の容量を合わせた8,000 $\text{m}^3$ の配水池を築造する計画としております。

配水池全景



## 2 今後の主な事業【公共下水道事業】

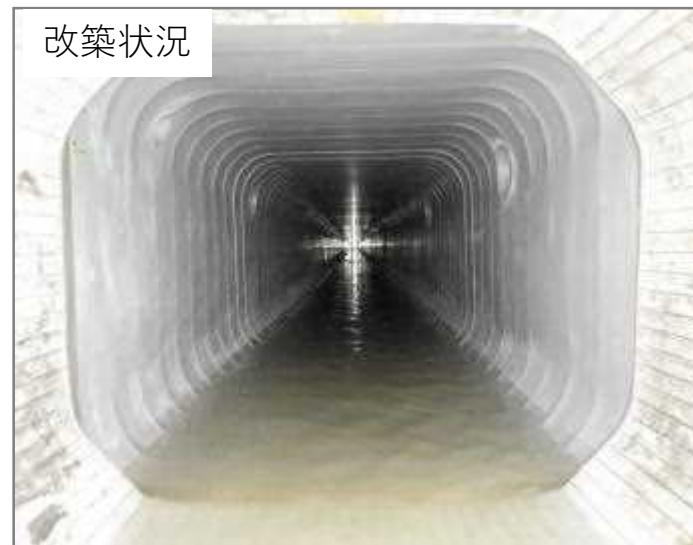
### ○下水道管きよの老朽化・地震対策事業

**総事業費：約115億円**  
**（令和6年度～令和11年度）**

管路総延長1,980kmに対して、約90km（4.6%）が布設して50年以上経過しており、施設の老朽化が進行しています。

また、災害拠点病院の排水先や災害時の緊急輸送路に埋設された管路など、防災上特に重要な管路270kmのうち、約28km（約10.4%）が耐震性が低い状況です。

このため、管路施設の老朽化調査や耐震診断を実施し、その結果を踏まえた老朽化対策や耐震化を行っています。





## 2 今後の主な事業【公共下水道事業】

### ○下水道施設の耐震・耐津波化事業

**総事業費：約28億円**

**(令和6年度～令和11年度)**

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合、下水道施設に甚大な被害をもたらすことが想定されるため、被災時において最低限の水処理機能の確保に必要な重要施設の補強工事を実施しています。

令和11年までに、管理棟、合流ポンプ棟などの重要施設の耐震化を図る計画としています。



## 2 今後の主な事業【公共下水道事業】

### ○大淀処理場焼却施設代替整備事業

**総事業費：約45億円**

**(令和5年度ローリングの金額であり、  
処理方法によっては変更の可能性があ  
る)**

大淀処理場汚泥焼却設備（平成4（1992）年建設）は、築30年が経過し老朽化しているため、焼却設備の更新が必要となり、令和4年度に入札公告を実施したものの、近年のエネルギー価格の高騰や円安の影響により、当該設備の主な材料となる鋼材の価格が急騰したことなどから、予算を大きく上回る開札結果となり「不落」となりました。

下水汚泥を更に有効活用できるよう、宮崎市全体の下水汚泥の最適な処理方法について再検討を進め、汚泥の肥料化・燃料化施設を整備します。



焼却施設(外観)

### 3 平均改定率の検討【水道事業】

#### ●平均改定率と料金算定期間

- ・ **平均改定率** ⇒ 料金算定期間に見込まれる **現行料金による料金収入と改定によって見込まれる料金収入の増加割合**。全ての使用水量で平均改定率と同率になるわけではない。
- ・ **料金算定期間** ⇒ 一般的に3年から5年を算定期間に設定し、期間中の「総括原価」を基に料金水準を算定する。今回の水道料金見直しにおける **算定期間は5年間（令和7～11年度）**

#### ○検討経緯（次の番号の順番で議論を行った）

##### 1 算定要領に基づく平均改定率の試算【P21参照】

多くの水道事業者が加盟している公益社団法人日本水道協会が発行する「水道料金改定業務の手引き」の水道料金算定要領に基づき、総括原価方式により改定率を試算。

算定要件として**資産維持費を考慮する** ⇒ **資産維持率3%（標準値）**

⇒平均改定率**32.22%**

⇒現在の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮すると、本市には適さない。

##### 2 投資・財政計画ローリング（以下「ローリング」という。）に基づく、算定期間の資金不足解消のための平均改定率の試算【P22参照】

期間終期に**30億円の資金を確保**することを前提とする。

資金不足が生じないように水道料金で調整した場合

⇒平均改定率は**7.77%**だが、5年後には10%以上の改定が必要

# 3 平均改定率の検討【水道事業】

## ○経緯解説

### 3 ローリングに基づく、算定期間の資金不足解消のための企業債を考慮した平均改定率の試算【P 23参照】

期間終期に30億円の資金を確保することを前提とする。

2の検討に加え、企業債残高と借入額のあり方を考慮し、資金の一部を企業債に求め、なおかつ残高の減少を前提として平均改定率を検討する

⇒① 企業債残高を年平均**2.0億円**ずつ減少させた場合は平均改定率**4.29%**

② 企業債残高を年平均**1.5億円**ずつ減少させた場合は平均改定率**3.40%**

⇒いずれの場合も5年後の改定時には**20%近い改定率**が見込まれる。

### 4 ローリングに基づく、算定期間の資金不足解消のための企業債を考慮した平均改定率の試算に加え後年度（5年後）平均改定率の平準化で試算【P 23参照】

3の検討条件で、2回の改定の平均改定率に差が出ないように均等に調整した場合

⇒① 企業債残高を年平均**2.0億円**ずつ減少させた場合は平均改定率**9.43%**

② 企業債残高を年平均**1.5億円**ずつ減少させた場合は平均改定率**8.91%**

### 5 4の平均改定率で委員意見が分かれ、別途事務局案を提示【P 24参照】

4の①の検討条件で、重点支援地方交付金の活用及び経営努力を前提に、平均改定率9.00%

### 3 平均改定率の検討【水道事業】

#### ○将来を見据えた水道事業の改定率

##### ●算定要領に基づく改定率の試算

水道料金の改定率は、公益社団法人日本水道協会が発行する「水道料金改定業務の手引き」の**水道料金算定要領**に基づき、総括原価方式により算出する。

- ・算定期間は5年間（今回は令和7年度から令和11年度）
  - ・資産維持費※を求めるための資産維持率は年3%（標準値）
- ※資産維持費は施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用

料 金	水道料金 334.9億円			改定に伴う増収分 107.9億円
	控除対象収入 30.2億円	維持管理費－控除対象収入 212.5億円－30.2億円＝182.3億円	減価償却費 147.0億円 13.8億円	企業債利息 ● 資産維持費 99.7億円
総括原価	営業費用			資本費用

**【改定率の算定式】**  $((334.9\text{億円} + 107.9\text{億円}) \div 334.9\text{億円} - 1) \times 100 = 32.22\%$  (小数点第3位切り上げ)

上記シミュレーションにおける平均改定率は**32.22%**

※現在の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮すると、**宮崎市には適さない。**

⇒次ページ以降で、算定期間の資金不足のみに着目したシミュレーションを行う。



### 3 平均改定率の検討【水道事業】

#### ○将来を見据えた水道事業の改定率

●投資・財政計画のローリング結果に基づいたシミュレーション（令和7～11年度）

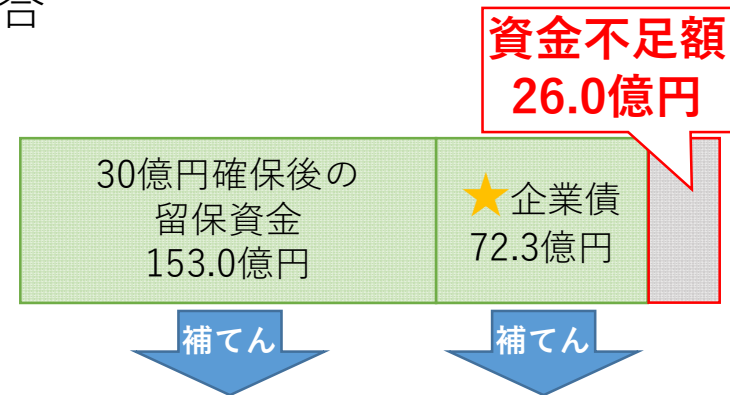
※令和11年度末時点で30億円の留保資金を確保する場合

⇒総収入と総費用から収支不足額を算出すると

- ・収益的収支と資本的収支を合計した収支不足額は251.3億円

- ・留保資金と企業債で補てんしても**26.0億円**が不足

★資金不足を解消するためには、企業債を増やすか、水道料金を増やすか検討が必要



収入総額 386.0億円	★水道料金 334.9億円		その他の収入 51.1億円	収支不足額 251.3億円	
支出総額 637.3億円	維持管理費 212.5億円	減価償却費 147.0億円	企業債元利償還金 108.1億円	建設改良費 169.7億円	

●水道料金のみを増やした場合

【改定率の算定式】  $((334.9\text{億円} + 26.0\text{億円}) \div 334.9\text{億円} - 1) \times 100 = 7.77\%$  (小数点第3位切り上げ)

上記シミュレーションにおける平均改定率は**7.77%**

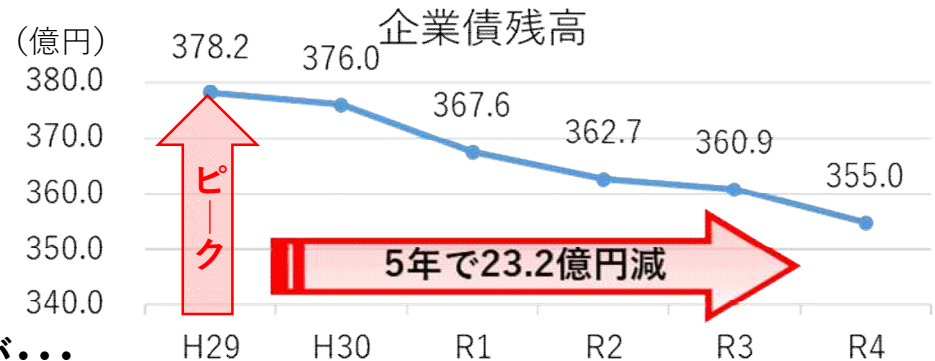
※シミュレーションでは、改定を行っても、その5年後には更に10%以上の改定が必要となるため、料金算定期間以後の状況も見据えた改定を行う必要がある。

# 3 平均改定率の検討【水道事業】

## ○将来を見据えた水道事業の改定率

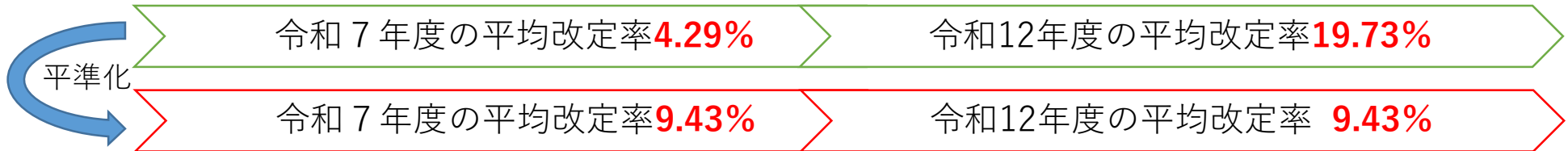
### ●本市における水道事業の課題

- ・ 高い企業債残高を減少させる。
- ・ 収支赤字の解消。
- ・ 将来の建設改良事業のための事業費を確保。

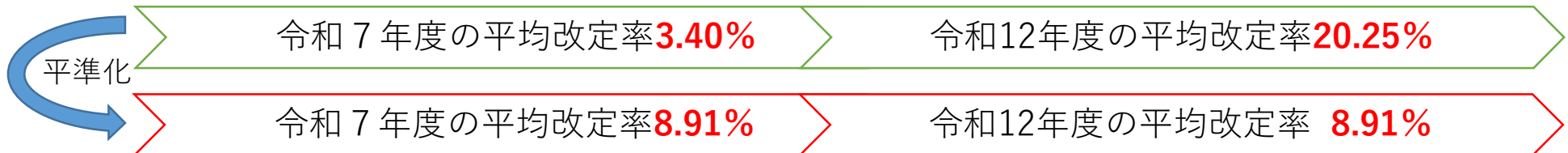


✓ 過去5年間で年約4.6億円残高を減少させてきたが...

### ①令和6年度以降、借入額を増加させ、企業債残高の減少額を年平均2.0億円とした場合



### ②令和6年度以降、借入額を増加させ、企業債残高の減少額を年平均1.5億円とした場合



### 《改定による影響》

- ・ 建設改良費については、安定給水のために必要となる**事業費が確保**できる。
- ・ 企業債については、**プライマリーバランスが厳守**できる。
- ・ **市民生活への影響を最小限**とした上で**資金は確保**され、**経営の健全化**が図られる。

### 3 平均改定率の検討【水道事業】

#### ○平均改定率

#### ●水道料金の平均改定率 事務局提案

⇒ 企業債残高を年平均2.0億円ずつ減少させることを前提とした平均改定率**9.43%**

重点支援地方交付金の活用と経営努力で平均改定率を**9.00%**へ抑制

#### ◆平均改定率9.43% (令和7～11年度)

収益総額  
366.49億円

水道料金 334.91億円

増収分  
31.58億円

#### ◆平均改定率**9.00%** (令和7～11年度)

収益総額  
365.06億円

水道料金 334.91億円

増収分  
30.15億円

#### 重点支援地方交付金の活用と経営努力で改定率を抑制

・重点支援地方交付金とは・・・

R4.9.9に新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の増額・強化として国から示された交付金。地域の实情に応じて必要があると判断される場合には、公営企業を含む各事業者に対する電力価格の高騰分などの支援のために活用することが可能とされた。

この交付金を財源として一般会計から繰入れられることになる。

⇒

交付金  
0.68億円

経営努力  
0.75億円



# 3 平均改定率の検討【公共下水道事業】

## ○検討経緯

・令和4年度決算における使用料単価は、**133.66円/m<sup>3</sup>**で汚水処理原価は**164.91円/m<sup>3</sup>**

### 1 一般会計からの繰入金の削減

汚水処理経費を使用料で賄えていないため、使用料単価を上げることで、繰入金の削減を行う。

⇒ R4年度**繰入金総額39.3億円**のうち**収支不足に充てられる繰入金**の削減

(繰入金は将来的に増加が見込まれるため、繰入金依存度を軽減、軽減分を一般会計側で活用)

### 2 「最低限行うべき経営努力」を目指す場合

平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業課長等通知において、「最低限行うべき経営努力」として求められている**使用料単価150円/m<sup>3</sup>**を目指す。⇒平均改定率**12.23%**

### 3 令和4年度決算における汚水処理原価（汚水処理経費総額）を目指す場合

令和4年度決算における汚水処理原価（汚水1m<sup>3</sup>を処理するのにかかる費用）

**164.91円/m<sup>3</sup>**と同額程度となる**165円/m<sup>3</sup>**の使用料単価を目指す。⇒平均改定率**23.45%**

### 4 市民生活への影響を考慮する場合

市民生活への影響を考慮し、2及び3の間の使用料単価を目指す。

(1) **使用料単価155円/m<sup>3</sup>**を目指す。⇒平均改定率**15.97%**

(2) **使用料単価160円/m<sup>3</sup>**を目指す。⇒平均改定率**19.71%**

### 3 平均改定率の検討【公共下水道事業】

#### ○将来を見据えた**公共下水道事業**の使用料単価

##### ●使用料単価

現在の下水道使用料（令和4年度使用料単価：133.66円/m<sup>3</sup>）を、

- ①例えば**使用料単価150円/m<sup>3</sup>【最低限の努力目標】**とした場合（平均改定率12.23%）  
⇒経費回収率は**99.3%**となり、一般会計繰入金は**約6億円減少**する見込み。
- ②例えば**使用料単価165円/m<sup>3</sup>【汚水処理費総額】**とした場合（平均改定率23.45%）  
⇒経費回収率は**109.3%**となり、一般会計繰入金は**約11億円減少**する見込み。

	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	平均改定率 (対R4決算)	経費回収率	3条繰入金	
				見込額	減少額 (対R4決算)
R4決算	133.66	—	88.5%	28億円	—
①最低限の努力目標	150.00	12.23%	99.3%	22億円	6億円
②汚水処理費総額	165.00	23.45%	109.3%	17億円	11億円

- ・汚水処理原価（実際に生じている費用）を使用料で賄う必要がある。
- ・使用料単価165円/m<sup>3</sup>を目指すと高額となることから、使用料単価160円/m<sup>3</sup>と155円/m<sup>3</sup>も合わせて検討する。

# 3 平均改定率の検討

## ○平均改定率

第5回経営審議会資料を編集

### ●検討のたたき台⇒水道料金と下水道使用料の各平均改定率と合算平均改定率

【令和7年度平均改定率】

水道	下水	15.97% (使用料単価 133.66⇒155円/m <sup>3</sup> )	19.71% (使用料単価 133.66⇒160円/m <sup>3</sup> )	23.45% (使用料単価 133.66⇒165円/m <sup>3</sup> )
8.91% (企業債残高1.5億円/年減の場合)		11.88%	13.45%	15.02%
9.43% (企業債残高2.0億円/年減の場合)		12.18%	13.75%	15.32%

【参考:令和12年度以降の平均改定率】

水道	下水	6.46% (単価155⇒165円/m <sup>3</sup> )	3.13% (単価160⇒165円/m <sup>3</sup> )
8.91% (企業債残高1.5億円/年減の場合)		7.84%	6.33%
9.43% (企業債残高2.0億円/年減の場合)		8.13%	6.63%


参考の下段表は、5年後の検討において見込まれる水道料金の平準化した平均改定率と下水道使用料単価をR4年度汚水処理原価相当に見直した場合の各平均改定率との合算平均改定率

# 3 平均改定率の検討

## ○平均改定率

第6回経営審議会資料を編集

### ●水道料金と下水道使用料の各平均改定率と合算平均改定率（R7年度改定）

	下水道	15.97% (使用料単価 133.66⇒155円/m <sup>3</sup> )	19.71% (使用料単価 133.66⇒160円/m <sup>3</sup> )	23.45% (使用料単価 133.66⇒165円/m <sup>3</sup> )
水道				
8.91% (企業債残高1.5億円/年減の場合)		11.88%	13.45%	 15.02%
9.43% (企業債残高2.0億円/年減の場合)		12.18%	13.75%	

《第5回の審議会では・・・》

- ・現在の市民生活を考慮し、下水道使用料単価165円/m<sup>3</sup>（2パターン）に向けた改定は検討しない。

《継続審議となった4パターンの改定を行えば・・・》

- ①水道事業では、プライマリーバランスを厳守した**企業債**の活用で**残高の減少が可能**。
- ②水道事業では、老朽化した**施設等の更新費用の確保が可能**。
- ③水道事業では、最低限必要な資金残高の確保に加え、将来見込まれる**収支赤字の解消が可能**。
- ④下水道事業では、**汚水処理原価（165円/m<sup>3</sup>）の全てを料金収入で賄うことはできないが、一般会計からの繰入金**は削減が可能。

# 3 平均改定率の検討

## ○平均改定率

第7回経営審議会資料を編集

### ●水道料金と下水道使用料の各平均改定率と合算平均改定率（R7年度改定）

	下水	15.97% (使用料単価 133.66⇒155円/m <sup>3</sup> )	19.71% (使用料単価 133.66⇒160円/m <sup>3</sup> )	23.45% (使用料単価 133.66⇒165円/m <sup>3</sup> )
水道				
8.91% (企業債残高1.5億円/年減の場合)		11.88%	13.45%	15.02%
9.00% (企業債残高2.0億円/年減を前提)		—	事務局提案 13.50%◎	✖
9.43% (企業債残高2.0億/年減の場合)		12.18%	13.75%	

《第6回の審議会では・・・》

#### ●下水道事業については、19.71%の平均改定率で意見が一致

《審議会委員からの主な意見》

- ・今回は高めの改定率にして、将来の平均改定率を抑える（将来世代の負担軽減）
- ・一般会計繰入金は削減に努めて欲しい（教育・福祉等での活用）

#### ●水道事業については、8.91%と9.43%の平均改定率で意見が分かれる

《審議会委員からの主な意見》

- ・改定は必要だが、生活困窮者への配慮が必要ではないか（物価高騰による市民生活を考慮）
- ・改定の必要性は市民にも伝わっている（安心・安全な水道水の安定供給が重要）

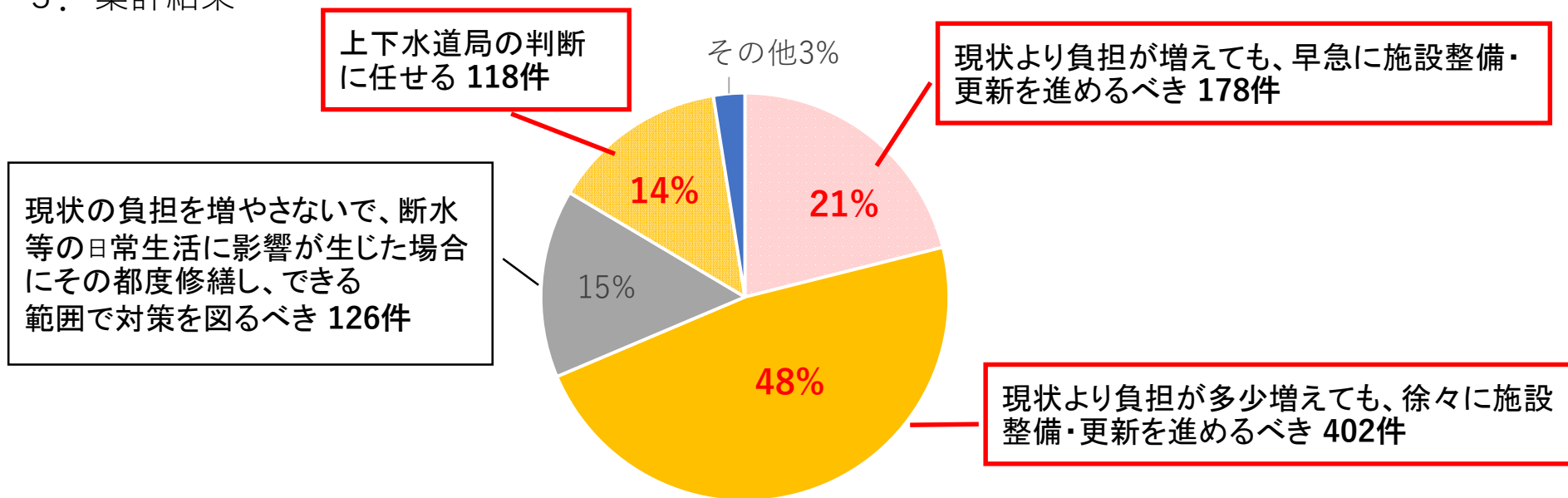
⇒ 事務局から9.00%の平均改定率を提案（P24参照） ⇒ 審議会による平均改定率案の承認

### 3 平均改定率の検討（参考：お客さまアンケートの結果）

（設問10）

本市の上下水道施設（浄水場・下水処理場・管路など）は老朽化が進行しており、また、地震・津波や台風などにおいて、断水や浸水が起こらないようにするためには、多額の事業費が必要となるため、水道料金や下水道使用料の負担増が避けられません。あなたは、上下水道の老朽化対策・災害対策について、今後、どのように整備・更新するのがよいと思いますか。（あてはまるもの1つ選択）

1. 発送件数：2,000件（令和5年11月10日発送）
2. 回答件数：845件（42.3%）【614件（郵送）231件（インターネット）】
3. 集計結果

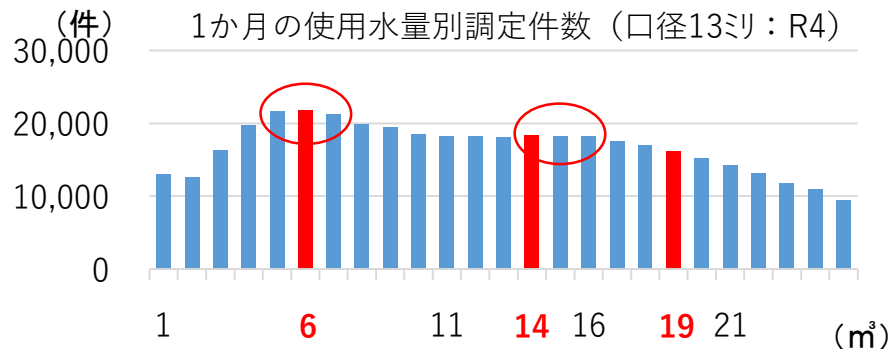
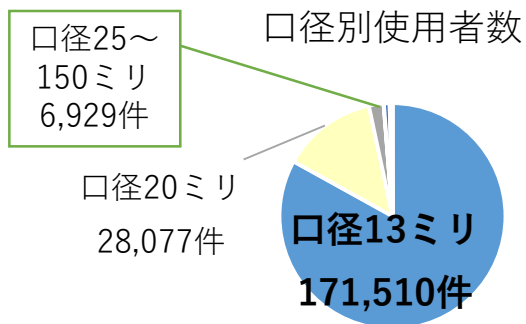


**83%の方が現状からの負担増を許容**すると判断できる。

# 3 平均改定率の検討

## ●主な水量別料金(モデル料金)見込額比較(口径13ミリ・1か月使用・上下水道料金・税込み)

水量	改定前	改定後	増加額
<b>6m<sup>3</sup></b> (口径13ミリの利用実績における1つ目のピークのうち最も利用者の多い水量)	<b>2,125円</b> (上水：1,168円) (下水：957円)	<b>2,423円</b> (上水：1,277円) (下水：1,146円)	<b>298円</b> (上水：109円) (下水：189円)
<b>14m<sup>3</sup></b> (口径13ミリの利用実績における2つ目のピークのうち最も利用者の多い水量)	<b>3,554円</b> (上水：1,955円) (下水：1,599円)	<b>4,055円</b> (上水：2,139円) (下水：1,916円)	<b>501円</b> (上水：184円) (下水：317円)
<b>19m<sup>3</sup></b> (家計調査における宮崎市の2人以上勤労世帯の水量)	<b>5,083円</b> (上水：2,791円) (下水：2,292円)	<b>5,798円</b> (上水：3,052円) (下水：2,746円)	<b>715円</b> (上水：261円) (下水：454円)
<b>20m<sup>3</sup></b> (他市との比較で一般的に用いられる水量)	<b>5,390円</b> (上水：2,959円) (下水：2,431円)	<b>6,147円</b> (上水：3,235円) (下水：2,912円)	<b>757円</b> (上水：276円) (下水：481円)





# 3 平均改定率の検討

## ○改定後料金における他事業体（類似団体）との比較

●メーター口径 13mm・1か月 20m<sup>3</sup>使用・税込み

※類似団体要件...①中核市、②受水（水道事業者が水道用水供給事業から水の供給を受けること）なし

※類似団体の料金及び改定状況・・・令和6年1月時点宮崎市上下水道局調べ

類似団体比較（水道料金＋下水道使用料）



上記の要件に合致する18団体中、宮崎市は改定前は安い方から6番目だが、改定後は11番目になる見込み。また、類似団体も料金の見直しを適宜行っていることが分かる。



# 経営審議会委員の意見（要約抜粋）

## 【第2回経営審議会】

- 市民感情としては、必要な事業は早く実施してほしいが、その一方で、事業費を見直して企業債残高を下げ、料金は上げてほしくないとなる。
- 上下水道あわせ1,000億を超える企業債残高があり、これをいかに減らすかを考えていかなければならない。

## 【第3回経営審議会】

- 喫緊に取り組むべき事業が上下水道ともたくさんある。しかしながら、水道料金は平成28年度、下水道料金は平成24年度から料金改定を行っておらず、更新するにはお金がいるが、事業をするのであれば借金をしなければならない。

## 【第4回経営審議会】

- 公営企業には「独立採算の原則」があり、一般会計からの基準外繰入金に依存した公共下水道事業の経営状況は好ましくないため使用料改定は必要であると思う。また、基準外繰入金が減少すれば、その分市税を福祉・教育等において活用できる。
- 公共下水道事業については、物価高騰で管路等の資材も値上がりしていること等を考慮した場合、国が最低限行うべき経営努力として示す使用料単価150円/m<sup>3</sup>を目指すのではなく、165円/m<sup>3</sup>の使用料を受け入れるべきではないかと思う。

## 【第5回経営審議会】

- 将来世代に負担を残さないためにも、また水道事業を維持していくためにもやむを得ない料金改定であると理解できる。
- それぞれの改定のシミュレーションを行っているが、その際の繰入れ額がどう変わるのかも示していただきたい。
- 他自治体では上下水道局の改定方針に対して市民からの反対の声が上がったと聞く。
- 使用水量の違いによって、改定による受け止め方は異なるのではないか。
- 改定が必要なことは理解できるが、低所得者への配慮も必要ではないか。

# 経営審議会委員の意見（要約抜粋）

## 【第6回経営審議会】

- 上下水道料金は利用者が負担すべき料金である。安いにこしたことはないが、アンケートで「断水等が生じたとしても現状の負担を増やさないでほしい」という項目を選択された方がいたということは、アナウンスが足りないのではないか。広報に努めていただきたい。
- 上下水道事業が抱える課題を考慮すると、料金改定が必要な時期にきていると考える。
- 5月に水道管の破裂もあったので、市民も料金改定の必要性について理解していると思う。
- 必要な料金改定を行わなかったことによる経営破綻や、施設等の老朽化を起因とした市民サービスの低下もあり得るため、料金改定は許容するしかないのではないか。
- 将来世代の負担を考慮した場合、料金改定を行い企業債残高を減らさないといけない。その一方で、生活困窮者も考慮した改定ラインを考えないといけない。
- 第5回の審議会で生活困窮世帯への配慮が必要だと意見したが、月14㎡使った場合に最も高いシミュレーションでも増加額が513円/月なので、この程度なら許容されると考える。
- 上下水道事業が抱える課題を解決するため、料金改定が必要なことは理解できる。次期料金改定を考慮した場合、今回は高めの改定率にし、将来の負担を減らす方が良いのではないか。

## 【第7回経営審議会】

- 令和12年度以降も料金改定をせざるを得ない状況であることは理解するが、改定ありきではなく、経費の削減や収入の確保にも努めてほしい。
- 能登半島地震を受け、施設・管路の耐震化の必要性やその財源を確保するため、適宜、料金の見直しが必要であると感じた。
- 事業の実施にあたっては、その時点の状況に応じた柔軟性も必要である。
- 今回の改定は、最低限必要なギリギリの改定率と思われる。
- 一般の方が理解しやすい言葉で周知するよう努めてほしい。
- 経営努力というと、AIの活用によるコスト削減等を連想するが、災害時における対応力等の観点では、人材の確保や技術の継承をしていくことも経営努力といえる。
- 本市における地震への対応策等を広報し、市民に安心感を与えてほしい。

# 4 審議結果について

## ○答申について

令和5年7月20日に市長からの諮問を受けて、宮崎市上下水道事業経営審議会では令和6年2月までに7回の審議を行い、答申内容を取りまとめました。その後、令和6年3月13日に、経営審議会会長から市長へ答申書を手交しました。

なお、答申書では、今回の一連の審議について市民目線のできるだけわかりやすく周知するため、答申内容だけでなく、「上下水道事業における課題」や諮問に至った経緯、8項目の附帯事項を記載しています。



答申事項	答申内容
料金水準	<ul style="list-style-type: none"><li>水道料金 平均改定率・・・ 9.0%</li><li>下水道使用料 平均改定率・・・ 19.71%</li></ul>
料金の算定期間	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度～令和11年度</li></ul>
基本料金及び従量料金の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>基本料金：10円単位⇒1円単位</li><li>使用するメーターの口径によって増加率に差が生じないように、従量料金にて調整</li></ul>
改定時期と次期見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年4月検針分から改定</li><li>令和10年度に、改めて「適正な上下水道料金のあり方」について検討</li></ul>



宮上審第1号  
令和6年3月13日

宮崎市長 清山 知憲 様

宮崎市上下水道事業経営審議会  
会長 鈴木 祥広



### 適正な上下水道料金のあり方について（答申）

本審議会は、令和5年7月20日付け宮上財第35号で質問のあった2件の質問事項のうち、「適正な上下水道料金のあり方」については、上下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、「安全で安心な水道水の安定供給」と「適正な水処理」の実現を目指すため、7回にわたり慎重に審議を重ねてきた結果、次のとおり結論を得たので答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

#### 1 答申内容

##### (1) 料金水準について

水道料金の平均改定率は9.0%、下水道使用料の平均改定率は19.71%とすることが適当である。

##### (2) 料金の算定期間について

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

##### (3) 基本料金及び従量料金の設定について

従来、10円単位で設定していた基本料金については、公平性の観点から、使用するメータの口径によって増加率に差異が生じないように1円単位の設定とし、従量料金にて調整を図る設定方法の見直しについては適当である。

##### (4) 改定時期等について

以上の改定時期は、令和7年4月検針分からとすることが適当である。

また、上下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するためにも、定期的な料金見直しは必要と考えられるので、不断の財政分析に努めるとともに、おおむね5年をめどに「適正な上下水道料金のあり方」を検討されたい。

#### 2 答申にあたって

「適正な上下水道料金のあり方」に係る審議については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が社会経済活動や市民生活に大きく影響を及ぼしている中で議論を開始しているため、その状況を十分考慮した。

また、本市においては従来から南海トラフ巨大地震に備えた対策、頻発・激甚化する風水害に備えたインフラの整備を図っている状況にあるが、審議期間に発生した能登半島地震の被害状況なども踏まえた対策を図る必要がある。その一方で、「安全で安心な水道水の安定供給」や「適正な水処理」が行われている今の状況を将来世代も等しく享受できなければならない。そのため、上下水道事業における課題を整理し、慎重に審議を重ねた結果、「適正な上下水道料金のあり方」については、附帯意見を付した上で答申内容のとおりとすることが適当であるという結論に至ったものである。

#### 3 上下水道事業における課題

##### (1) 水道事業

本市では、近年の人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少などにより給水収益が減少傾向にある。その一方で、昭和30年代後半から50年代前半にかけての高度経済成長に伴う急速な都市化により整備した重要な施設や基幹管路が、順次更新時期を迎えている。加えて、本年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県を中心にライフラインに甚大な被害が生じ、現在に至っても応急復旧すら完了していない地域もあることから、ライフライン強化へ取り組む重要さの教訓が改めて示された。そのような中、本市では、従前から南海トラフ巨大地震に備えた耐震化対策などが課題となっており、今後、建設改良費が増大することが見込まれるため、計画的に施設等を更新していく必要がある。

また、直近20年を遡ると、合併による管路の整備や簡易水道事業の統合、下北方浄水場大規模改修事業を始めとする大規模事業などを経て企業債残高が増加している状況にあり、令和3年度決算における給水収益に対する企業債残高の割合は、全国平均が265.16%、類似団体の平均が248.92%であるのに対し、本市は517.02%と約2倍の数値となっており、経営上の課題となっているため、引き続き当該残高の減少に努める必要がある。

##### (2) 公共下水道事業

本市は、地勢的要因から終末処理場や中継ポンプ場の数が他自治体よりも多く必要になるという課題があったものの、公衆衛生向上のため、従前から先行して下水道の普及に積極的に投資してきた。その結果、令和3年度末時点で本市の下水道普及率は91.5%となっており、宮崎県平均の61.2%、さらには全国平均の80.6%に比して高い水準となっているものの、企業債残高が高い状況にあるため、将来世代の負担軽減の観点からも引き続き当該残高の減少に努める必要がある。



また、地方公営企業である公共下水道事業は、利用者から得た下水道使用料(下水道料金)で事業運営に必要な汚水処理費を賄う「独立採算制」の原則に基づいて経営を行うよう、地方公営企業法に定められている。

しかしながら、汚水処理費を下水道使用料で賄っておらず、本来は教育や福祉等、本市の行政施策の財源として活用すべき一般会計からの繰入金(税金)により収支不足を補っている状況にある。このため、適正な料金設定を行い当該繰入金の削減に努めなければならない。

#### 4 附帯意見

(1) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震から私たち市民も様々な教訓を得た。まず、他のライフラインに比べて上下水道は、復旧に、より長い時間を要することが明白となった。そして、断層の地盤変化に起因した直下型の能登半島地震と本市で想定される海溝型の南海トラフ巨大地震では被害の状況は必ずしも同一とはならないが、強い揺れや液状化による施設、管路への被害は基本的には同じと危惧している。

また、水道事業においては、水道法第1条により「清浄にして豊富低廉な水の供給」を図ることが目的に明記されているが、そこには水道施設等の基盤が強化されていることが前提となっている。私たちが人として生きていくためには、水道と下水道は欠くことのできないライフラインであることを改めて痛感したところであり、本市においては、市民の命を守る視点から不断の老朽化対策と地震津波対策を最優先事項として取り組むことを期待する。

(2) 今回、水道事業における適正な料金水準の審議にあたっては、令和7年度から令和11年度の5年間を算定期間とした試算に加え、その後年度となる令和12年度から令和16年度の5年間を算定期間とした試算を行い、後年度の平均改定率を抑制するため、この2つの算定期間における平均改定率について平準化を図っている。

しかしながら、昨今の社会経済情勢の変動は大きく、今後、水道事業の経営状況も計画と乖離が生じることが危惧されるため、令和10年度に改めて適正な料金のあり方を検討する必要がある。

(3) 上下水道事業では、「安全で安心な水道水の安定供給」や「適正な水処理」を実現するため、老朽化した施設や管路の更新に加え、近年、頻発・激甚化している災害への備えとして、計画的に耐震化・耐津波化を図っている。

しかしながら、今回、「適正な上下水道料金のあり方」を審議するにあたっては、昨今の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、最低限の料金水準として、限られた財源を有効に活用するため、重点的かつ効果的な事業推進に努めていただきたい。

(4) 料金改定を周知するにあたっては、全戸に配布される局の広報紙「せせらぎ」や上下水道局のホームページを始めとするインターネット媒体を用い、その内容については、経営状況や今後の事業の必要性などを明記し、広く市民が理解しやすいものとなるよう検討されたい。

(5) 「宮崎市上下水道局経営戦略」(平成31年2月策定)は、上下水道事業の将来像の実現に向け、具体的に事業投資と財政計画を示した中長期的な経営計画である。当該計画に基づき着実に事業運営を進めるためには、当年度の事業結果や翌事業年度の予算を適正に反映させる投資・財政計画のローリングを精緻に実施することはもとより、その結果と計画に乖離が生じた場合には、要因を的確に把握し、対応策を講じる必要がある。このため、本審議会に対して、投資・財政計画のローリング結果を説明するにあたっては、今後予定する投資事業に加え、どのような経営努力を行っていくのか、理解しやすいよう具体的に示すことを求める。

(6) 能登半島地震や熊本地震を始めとする震災時の状況を踏まえると、上下水道事業における技術継承は、災害時における対応力にも繋がる。このため、専門的な知識を有した人材の確保並びにその技術継承に努めていただきたい。

(7) 近年、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進が重要な国策の一つとなっている。本市においても業務改善並びに経費削減の方策として、令和5年度から人工衛星とAIを活用した漏水調査範囲の絞り込みなどを行っており、この取組みを評価する。今後も、積極的にDX化に努めていただきたい。

(8) GX(グリーン・トランスフォーメーション)についてもグローバルな視点の重要な国策として、多くの温室効果ガスを排出する上下水道事業に熱い期待が寄せられている分野である。宮崎市は、「2050ゼロカーボンシティみやざき」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しているなか、大淀処理場における地域バイオマス(下水汚泥)を活用した消化ガス発電量の増加や下水汚泥の肥料・燃料化施設の整備による創エネルギーの推進などの様々な取組みが、国土交通省の令和5年度カーボンニュートラル地域モデル処理場計画(以下「モデル処理場計画」という。)に登録されたことは評価できるものである。

また、モデル処理場計画に登録されたことに伴い全国的な創エネ・省エネ技術等のショーケースとなることに加え、国から重点的な財政支援を受けられるというメリットもあることから、脱炭素にも経営にも目に見える効果のある取組みに努めていただきたい。